

**令和3年7月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年7月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和3年 7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年7月20日(火) 午前9時30分～午前10時55分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 葛原 忠嗣 | 10. 松岡 正雄 | 15. 大林 孝行 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 |           |
| 5. 横井 英明 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 |           |

欠席委員 2人

農業委員 2人

1. 大西 貴久
12. 平池 收

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸  
事務局次長 大西 良明  
総括担当長 近藤 光洋  
主 査 岩崎 正英  
副主任 山根 大雅  
主 任 中山 弘美

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
2. 第1種農地（今津町等）の取り扱いについて

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

### 土地に関する議題

- 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第44号 非農地証明願について  
議案第45号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

- 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について  
報告第17号 許可後の取消願について

## 令和3年7月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時30分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 定刻が参りましたので、ただ今から令和3年7月農業委員会総会を開会いたします。机前にお配りしました資料の確認をいたします。本日は「総会の次第（裏面に定例農家相談の開催結果と次の日程表）だけとなります。それでは、恒例の活動記録簿を出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら記載をお願いいたします。次に、携帯電話は電源を切るかマナーモードでお願いします。それでは、ただ今から7月総会を開会いたします。会長、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。何かとお忙しい中、7月の総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。今年の梅雨は、期間が65日ということで、観測史上、最も長かったということです。猛暑で、北海道でも37.5度となるような暑さになっています。そういう中で、皆さんには、農地パトロールをお願いしております。もう終わった方もいると思いますが、まだの方も、非常に暑いので、熱中症に注意して、ご活動ください。

本日の出席委員は、14人です。過半数の方が出席され、総会が成立していますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、14番の登倉委員さんと、15番の大林副会長にお願いします。

農政に関する議題に入りたいと思います。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。本日の農政に関する議題として、議題1「令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」、議題2「第1種農地（今津町等）の取り扱いについて」、議題3その他です。以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議題1「令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、事前にお送りしています「令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」の資料をご覧ください。初めに、委員の皆様には、貴重な意見を提出いただきまして、ありがとうございました。この改善意見につきましては、7月8日に役員会を開催し、その中で協議を行い、ご覧の通り県に提出する意見を取りまとめました。なお、5月の定例総会でお知らせしました通り、農業会議への提出期限が7月15日であったため、すでに提出は完了しています。ここでは報告という形にはなりますが、提出した意見を簡単に説明いたします。①から③まで項目を分けて、上段が提案理由、下段が提案内容となっています。まず1番目、担い手への農地利用集積・集約化についてです。提案理由として、上の枠の一つ目です。「人・農地プラン」については、本市でもこれまで実質化に向けて取り組みが行われてきたが、コロナ禍で地域での話し合いが開催できず、非対面型手法で意見集約を行っ

て、「人・農地プラン」の実質化が完了したということである。6月30日に、丸亀市のホームページにこのプランがアップロードされて、この公表をもって「実質化した」ということになっています。本来、国が進めようとしている「人・農地プラン」は、地域や集落の話し合いに基づき、農地の集積・集約を進めていくものであるが、十分な話し合いが行われたとは言えない。本県本市の中心経営体に位置づけられる認定農業者・法人等は、これ以上の集積、規模拡大が限界にきているため、本県本市の農業が持続可能となるプランの策定（見直し）には、多様な農家の意見を反映した取り組みとなるような、工程表の作成を要望するといったもので、これに対する提案内容として、下の枠の一つ目です。このほど国が取りまとめた「人・農地等の関連施策の見直し」によると、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」の策定にあたっては、農地を将来にわたって持続的に利用すると見込まれている人として、中小規模や農業以外に仕事を持つ「半農半X」など多様な経営体をプランに位置付けるとしています。本県においては、これを先取りする形で、これまで対象となっていなかった多様な経営体にも補助制度を創設し、さらに地域の実情を反映したプラン策定（見直し）と、次世代リーダーの育成を含む自治体農政の推進をお願いしたいというものです。提案理由の二つ目、上の枠の二つ目ですが、本県において、農地利用の集積・集約化を推進する上で懸案となっている狭小で作業効率が低く、かつ狭隘な作業道しかない農地は、米麦の作付けには適さない。本県の農地の特徴から、圃場整備事業による大区画化もあるが、水田の畑地化を進め園芸振興にもっと力を注ぎ、耕地利用率の向上を図る方法も考えていく必要がある。これに対する提案内容として、下の枠の二つ目です。近年の新規就農者は露地野菜の栽培を主としており、特に若い世代ほどその傾向が顕著である。今後、農業に若い担い手を呼び込み、耕地利用率の向上を図るためには、畑地の活用を促進し、野菜を栽培しやすい環境整備及び支援策を検討されたいということで、米麦に向かない農地を畑作として活用できないかということは、耕地利用率の向上の観点から、耕作放棄化を防ぐ農地の有効利用という点で、今後考えていく必要があるのではないかとことです。続きまして、2番目、裏面になりますが、遊休農地の発生防止とその解消についてです。提案理由として、上の枠の一つ目です。農業者の高齢化、後継者不足等により、優良農地であっても、耕作放棄地になれば後々の維持管理が難しい。業者に草刈と耕起を依頼すれば、10アール当たり2万から4万ほど必要で、年間3回依頼すると多額になり、年金からの支払いは困難といった悲痛の声が聞こえてきます。これに対する提案内容として、下の枠の一つ目です。食料安全保障の観点からも、将来にわたり優良農地の確保と保全管理が欠かせない。農業振興地域内の農地の保全管理を行う組織の検討と助成について国へ要請されたいというものです。提案理由の上枠の二つ目です。これは複数の委員から提案がありましたが、農地中間管理事業に基づき、農地機構を通じて認定農業者や法人などに貸し付けられた農地が、耕作されずに、雑草が繁茂している、あるいは作付けだけして、収穫せずに放置されている状況が散見される。

近隣から苦情を受ける場合もあり、地域農業保全の観点からもこのような状況を改善していく必要があるということです。これに対する提案内容として、下の枠の二つ目です。農地機構が農地を貸し付ける場合、借受者は「借り受けた農地を耕作しなければならない」ことが貸付条件の一つとなっていることは承知しているが、現状、守られていないケースが多数見られることから、貸付時に借受者が貸付条件を遵守するように、手続きの見直しを検討するなど耕作の徹底を図られたいといったものです。基盤強化法による農業委員会を通じた貸借の場合もありますので、併せて考えていく必要があります。続いて3枚目です。新規就農の促進に関する意見は今回、割愛させていただいて、秋の市への意見提出に盛り込んで参りたいと思いますのでご了承ください。3番目その他といたしまして、2つの意見を提案いたします。提案理由として、まず一つ目です。転用に伴う宅地化で、地域によっては、農家・非農家の混住化が進み、野焼き、農薬飛散、泥埃など様々なトラブルが発生している。農家側も生活環境に配慮し、迷惑をかけないように努力しているが、非農家側にも営農活動に理解を求めることが必要である。本県は小規模農家が多く、混住化による農業のしにくさが離農を進め、その結果、耕作放棄地の増加に繋がる恐れがあるといったものです。これに対する提案内容として、農地転用許可地周辺の営農状況に応じて、転用事業者が分譲住宅等の新規居住者に、農業に対する理解を求めるために、近隣の営農活動について周知することを転用許可条件に加えることができないか検討されたいといったものです。提案理由の2つ目です。過去パイロット事業として農地造成し、ミカン園などにした畑が30年以上経過して、時代の流れとともに廃園となり、山林化している。また、圃場整備を行った農地であっても、山際の農地は耕作放棄が進行している。今後、再生利用が困難で、農地として利用が見込めない土地については、非農地として整理していく必要があるのかではないかということです。これに対する提案の理由として、非農地判断の徹底については、これまでも農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について、適切な事務処理を行うよう国から指導がありますが、今年4月に非農地判断の手続きの迅速化について、改めて通知があったところである。非農地への転換については、基本的にB分類に該当する森林の様相を呈した再生不可能な荒廃農地を対象にするといったものですが、もう一步踏み込んで、補助事業により整備した第1種農地であっても、整備後長期間経過し、社会情勢の変化に対応できない農地は実態に即して耕地から除外するなど、基準の緩和と明確化を示されたいといったものです。以上、改善意見として農業会議に提出いたしました。なお、県農業会議で8月の常設審議委員会で、各市町の意見を取りまとめた上で、9月下旬に県知事へ意見を提出する予定となっています。また10月頃には、市長、市議会議長に対して、同様に意見提出する予定ですが、委員の中で意見を出しそびれたという方がいらっしゃいましたら、8月中で結構ですので提出いただけたらと思います。5月の議案送付時に関係資料を同封しています。これまでいただいた意見とあわせて、市長への意見提出の参考にさせていただきますので、どうぞ

よろしく申し上げます。地域の農業者を代表する皆さんの意見につきまして、提出意見にするしないにかかわらず、農業主務課の農林水産課にもすべて読んでいただいています。地域の現場の声を届ける機会ですので、また出していない方がいらっしやいましたら、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 皆さんから、貴重な意見をいただきました。「令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」については、異議のないものといたします。

続きまして、議題2「第1種農地（今津町等）の取り扱い」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。議題第2号「第1種農地（今津町等）の取り扱い」について説明いたします。事前送付しています「議題第2号」と左上に書いてあります資料をご覧ください。この案件は、今津町字中原と新田町字長池道下の第1種農地の一部について、農地区分を第2種農地として判断するのにあたり、ご審議いただくものです。2ページをご覧ください。場所は、丸亀城から西に1キロほどのところにありまして、「ゆめタウン」丸亀の東側に位置し、新しく通っています県道多度津丸亀線を挟んで南北の地域になります。この地域は、昭和35年から37年度に20ヘクタールほどの大規模な圃場整備事業が行われています。3ページをご覧ください。この地区ですが、右半分の緑の部分は平成16年に用途地域を設定したことに伴い、農業振興地域から外れたため、農振除外の手続きが不要になるとともに、農地転用許可において第3種農地の基準が適用されることになりました。また、左半分の地域につきましては、近くに「ゆめタウン丸亀」のオープンや県道の整備等によりまして、市街地化が著しく、丸亀市が平成24年に農用地区域の全体見直しを行った際に、農用地区域から除外したため、第1種農地でありながら農用地区域ではない変則的な区域となっています。次に5ページ目をご覧ください。オレンジ色で網掛けをしている区域は、中央を南北に通っている市道今津町新田2号線に水道と下水道の2つの管が埋設されていまして、また、概ね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設または公益的施設がありまして、県の定める「農地転用に係る審査基準」において、第1種農地であっても、これらの条件を備えていれば3種農地として取り扱うとなっています。それから、そのオレンジの左側の黄色で網掛けをしている区域は、平成29年に第2種農地の地域に決定いたしまして、公示をしています。また、左上と右下にあります青色の部分も、2種農地としてみなしています。県の審査基準では、「住宅、事業用施設、公共施設等が連担している区域に近接する概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域」は第2種農地に区分されております。また3ページに戻りますが、今回の赤い色の網掛けをしている部分は、南北のエリアには住宅等が連担しており、西側には大型商業施設を中心に事業用施設が多く存在していて、そうした区域に近接している10ヘクタール未満の規模

の農地の区域であることから、第2種農地として判断するものであります。このようなことから、今回、県からも農地区分の見直しの話があり、この換地処分があった圃場整備地のうち、右半分の緑色の網掛けをしている用途地域（第1種低層住居専用地域）を除く、赤色の網掛けの区域を第2種農地として見なせないかとの協議がありまして、現地も確認いたしまして、また5ページにピンク色で示している細長い区域、ちょうど真ん中の辺りにあります、こちらの区域と左下のピンク色の区域だけを転用ができない、第1種農地として説明するのは難しく、4ページで、網掛けをしている地区全体を第2種農地として見なしたいという提案であります。事前に関係する地区の農業委員、推進委員にも説明して、一筋でも第1種農地を残してはどうかという、意見をいただいた委員もいましたが、全体意見として、見直しの了承をいただきました。もちろん、第2種農地となりましても、地権者や耕作者の意思で農業は続けられますし、第2種農地は条件により転用ができる場合があるが、原則許可できないとなっております。5ページになりますが、右半分の緑色の用途地域やすでに第2種農地となっている左端の黄色の部分にも農地は残ってしまっていて、農業が継続されています。今回、こちらの地域を第2種農地として、ご承認いただけましたら、県へ報告を行い、県の承諾を得て、この地区を7月20日から、第2種農地として取り扱いを行いたいと考えています。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 県からの協議ということですが、川西町北でも昭和31年に高度改善事業をしています。これも含めて、過去の事例がありますか。農用地の優位性はどうなりますか。第2種農地になった場合、代替地は用意できるのか。現状の幅員はかなり狭いと思うのですが、それを幅員はどうなるのか。お聞かせ願いたいと思います。

●総括担当長（近藤光洋君） 質問について回答します。川西町北地区、双子山の南ぐらいのエリアに、圃場整備事業がされていまして、そちらに関しましても、今津と同じ第1種農地という取り扱いをしています。あの辺りにつきましては、分譲住宅が建っていますけれど、過去の経緯について確認しますと、第1種農地に対しての基準が緩かったようで、第1種農地でありながら分譲住宅地ができているということです。しかし、平成21年に農地法の改正があり、転用審査基準がより厳しくなりまして、現在は、通常の第1種農地の扱いということになっていきますので、川西町北地区におきましても、基本的には第1種農地になりますので、転用許可ができないということになっていて、例外規定に当てはまった場合にのみ転用ができるということになっています。続きまして、今回の今津町における、第2種農地になることの代替性についてですが、参考資料の7ページをご覧ください。その中に第2種農地という農地区分の概要があります。許可の基準ということで、「第2種農地を転用するため」と書いていまして、その2行下に「当該申請に係る事業の目的を達

成することができる認められるときには、原則として許可をすることができない」とありますので、第2種農地であるから何でも許可できるというわけではなくて、代わりに他の農地なり宅地なりがある場合はこちらをまず転用することを考えていただきます。どうしても無い場合であれば、この農地の転用ということで審査をしていきます。最後に幅員についてですが、基本的には、今回の土地につきましては東側のピンクの部分も、第1種農地の東側ですが、丸亀市道が東側を通っていきまして、建築基準法の要件を満たしていると思います。条件がそろえば、住宅等を建てることはできます。「ゆめタウン丸亀」の東側のピンクの部分、第1種農地の西側の部分につきましては、農道扱いになっていますので、建築基準法の内容が適用されるかどうかは私では判断ができません。ここを住宅に転用するのでしたら、中讃土木事務所に確認していただくようになるかと思えます。以上です。

●会長（松岡繁君） 大口委員、よろしいですか。他にご質問等はありませんか。ほかには無いようです。今説明した今津町と新田町の第1種農地の一部について、今後は第2種農地という扱いにさせていただきたいと思えます。

その他で議題はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告いたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は6月28日月曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は7月5日月曜日、石井委員で、綾歌市民総合センター開催分は7月12日月曜日、平池委員で、それぞれ9時から11時まで行いましたが、いずれの会場も相談はありませんでした。次回の農家相談の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は7月27日火曜日、谷本委員、市役所本庁開催分は8月5日木曜日、横井委員、綾歌市民総合センター開催分は8月10日火曜日、久米委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席よろしくお願ひいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようです。

事務局、その他で、何かありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 今回、議案と一緒に農業委員会活動記録セットを送付しています。活動記録セットについてですが、内容は昨年とほとんど変わりませんが、記入例をご参考に活動記録を正確にご記入く

ださい。県から、これからはその活動の記録が特に大切になるとお聞きしています。よろしく願います。  
また、昨年7月の就任時にお渡ししました活動記録セットにつきましては、記入漏れがないか、ご確認いただきまして、農業委員会事務局か、綾歌・飯山市民総合センターにご提出お願いいたします。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） 以上で報告は終わります。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。

本日の土地に関する議題といたしまして、

議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第44号「非農地証明願について」、

議案第45号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」、

報告といたしまして、

報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、

報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第17号「許可後の取消願について」です。

以上、ご審議よろしく願います。

●会長（松岡繁君） それでは議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご審議よろしく願います。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は10件です。

1番、新田町・・・面積852.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で柑橘を作付けする計画が提出されています。

2番、三条町・・・面積975.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買に

よる所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付けする計画が提出されています。

3番、三条町・・・面積483.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されています。

4番、飯野町東二・・・合計面積1,380.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で、水稻などを作付けする計画が提出されています。

2ページにかけてになりますが、

5番、飯野町東分・・・合計面積2,643.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、譲受人へ部分世帯内生前贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

6番、土器町東四丁目・・・面積1,384.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る分家独立している譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画を提出されています。

7番、綾歌町岡田上・・・面積321.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻などを作付けする計画が提出されています。

8番、綾歌町富熊・・・合計面積2,081.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

9番、飯山町下法軍寺・・・面積659.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3ページにかけてになりますが、

10番、飯山町西坂元・・・合計面積2,078.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻・麦を作付けする計画が提出されています。

以上10件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供さ

れる農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準、並びに例外規定等により全てを満たすものであり、農地法3条第2項各号の禁止要綱には該当しない、又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。7番で水稻を作付けすると聞いたような気がします。畑なのですが、水稻を作付けできるのでしょうか。

●主任（中山弘美君） 野菜を作付けすることになっています。

●事務局次長（大西良明君） 議案の説明の方が間違っていました。申し訳ありません。

●農業委員（宮武雅毅君） 1番についてです。・・・町の・・・さんが、また農地を買っていますけれども、・・・さんは前回から、あちらこちらを買っているようなのですけれども、買った田んぼがちゃんと管理できているかどうかということの確認はできていますか。

●主査（岩崎正英君） 大西が最後に申しましたように、審査基準に「以上10件～許可相当と考えております」のその間で、「全部効率利用要件」というのがあります。これは、この譲受人が全ての農地を、適切に耕作・管理していると確認しています。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から10番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 異議ないようですので本案件は、原案どおり、許可することに決定いたします。

次に議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは4ページをお開きください。議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は4件です。

1番、山北町・・・面積455.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に共同住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、山北町・・・合計面積2,233.12㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成12年頃、農地を造成し、貸駐車場として現在まで利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸駐車場として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番、川西町南・・・合計面積8,587.28㎡【議案読み上げ】

この案件は、事業拡大に伴い、社宅1棟の建築及び駐車場の造成整備を図るため、敷地拡張を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。なお、この案件につきましては、議案第45号3番及び4番で改めて説明いたします。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積596.57㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和61年ごろ農地を造成し、隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請書によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えられます。

以上4件、申請があった案件につきましては、地域の委員に現地確認をしていただき、問題ないものと確認しています。また、提案理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないものと考えます。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので採決をいたします。議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から4番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第41号「農地法4条第1項の規定による許可申請」4件は、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局よ

り議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは5ページをお開きください。議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は12件です。

1番、今津町・・・合計面積2,560.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。なお、この案件については、議案第45号1番及び報告第17号で改めて説明いたします。

2番、川西町北・・・合計面積1,667.75㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場等の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第1種農地に区分されますが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、原則、第1種農地の転用は不許可ですが、許可基準の例外に該当するものと考えます。

3番、郡家町・・・面積386.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、資材置場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により、転用できるものと考えます。

4番、飯野町東二・・・面積1,005.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅1棟、事務所兼倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

5番、飯野町東二・・・合計面積1,921.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅6棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、飯野町東分・・・面積678.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてになりますが、

7番、垂水町・・・合計面積2,559.77㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅7棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和3年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、土器町東四丁目・・・合計面積1,056.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲5区画の造成整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

9番、土器町東五丁目・・・面積246.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8ページにかけてになりますが、

10番、土器町東五丁目・・・合計面積1,185.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

11番、飯山町川原・・・面積305.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

12番、飯山町川原・・・合計面積382.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由より転用できるものと考えます。

以上12件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題ないと考えています。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、採決をいたします。議案第42号「農地法第5条第1項の規

定による許可申請」について、整理番号1番から12番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ご異議ないようですので、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」12件を許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) それでは、9ページをお開きください。議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから24ページにかけて記載しています。

申請件数は合わせて27件、筆数が71筆、面積が68,798.00㎡です。詳細は、表の通りになっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えています。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第43号「農用地利用集積計画の決定」について、27件の各案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

続いて議案第44号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長(大西良明君) 続いて25ページをお開きください。議案第44号「非農地証明願について」です。案半は2件です。

1番、飯野町東分・・・面積21.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、水路として整備されていて、現在、水路として利用されているものです。

2番、綾歌町岡田上・・・面積292.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、約35年前から耕作放棄されていて、20年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくをお願いします。

●会長(松岡繁君) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) ないようですので、議案第44号「非農地証明願」について、整理番号1番から2番

の案件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

続いて議案第45号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（大西良明君） 26ページをお開きください。第45号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は5件です。

1番、今津町・・・合計面積2,560.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月21日、分譲住宅10棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、この度新たな申請地を追加するため、棟数を当初計画の10棟から11棟に変更して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。なお、追加の申請地は、議案第42号1番で説明した通りです。

27ページをお開きください。28ページにかけてになりますが、

2番、金倉町・・・合計面積17,338.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年10月28日、店舗1棟の建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていました。当初の計画では、遊戯施設と露天駐車場で計画していましたが、駐車台数が不足する恐れがあるため、立体駐車場を建築するとともに、あわせて工期を延長して工事の完了を図りたいと申請がありました。

29ページをお開きください。

3番と4番は、同内容のため併せて説明いたします。

4条許可部分が、川西町南・・・面積893.00㎡【議案読み上げ】

5条許可部分が、川西町南・・・合計面積4,252.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月21日、デイサービス施設等の建築整備を図る計画で、農地法4条及び5条の許可を受けていましたが、事業拡張に伴い、新たにグループホーム棟や社宅などを建築する必要が生じたため、当初計画を変更し、工事の完了を図りたいとの申請がありました。なお、追加の申請地は議案第41号3番で説明した通りです。

30ページをお開きください。

5番、飯野町西分・・・合計面積5,639.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年4月10日、展示用住宅9棟などの建築整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けていましたが、事業拡張に伴い、駐車スペースを確保する必要が生じたため、当初計画を変更するもので、併せて工期もご覧の通り延長して工事の完了を図りたいとの申請がありました。なお、追加の申請地につきましては、5月総会の議案第29号10番で転用の申請がされています。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第45号「許可後の事業計画変更申請」について、整理番号1番から5番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。

それでは報告事項に移ります。報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第17号「許可後の取消願について」を事務局から報告いたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、31ページをお開きください。報告第15号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」です。報告は2件です。

1番、綾歌町岡田西・・・合計面積4,568.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月21日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

2番、飯山町川原・・・合計面積4,440.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月30日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

続いて、32ページをお開きください。

報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は1件です。

1番、川西町南・・・面積376.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、自作のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約をするものです。

次に、33ページをお開きください。

報告第17号「許可後の取消願について」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・面積276.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月21日に、農地法第5条第1項の規定により、所有権移転を行い、譲受人において、分譲住宅1棟の建設整備を行う計画で、転用の許可をいただきましたが、譲渡人と新たな転用事業者が転用許可の申請を行うため、農地法5条の規定による許可申請の取消願を行うものです。なお、今月の議案第42号1番で申請が出されています。報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わらせていただきます。以上で7月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に何かありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 現地確認の時に言っていますが、用途廃止の問題です。農道が転用によって用途廃止になる。道が違うところにつけられる。従来、生活道として通っていた道が通れなくなってしまう。この要件の場合に、隣接地の所有者と自治会長の同意をとる。転用許可条件にあれば、農業委員の確認ができるのですが、そのことを最近言われた事あります。昔の県道であったものが、用途廃止によって、管理人が誰もいない。管理を土地改良もしない、自治会もしないことで、非常に問題になっています。水路も同様に転用されています。用途廃止については、地元の意見を聞いてほしい。

●事務局長（小西裕幸君） 大規模な転用がある場合は、農道とか水路とかの用途廃止、付替が関係する場合があります。この公共施設の財産管理につきましては、土地改良それから、庶務課の財産管理担当が関係してきますので、そちらとも話をして、こういう意見がありましたと伝えます。地元の同意等を含めて、地元の生活が変わるので、そういうことに対して、申請時に何か条件がつくれないかという話だと思います。そういう意見がありましたということを、他課にもお話をいたしまして、また来月ご返答させていただきたいと思います。

●農業委員（大口年昭君） かつて財務局に付替で売買していましたが、今は市に移管されて売買していると思います。同じ市役所内ですので、そういったことも十分できるのではないかと思います。

●会長（松岡繁君） 事務局から連絡事項を申し上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例農業委員会等の開催日程についてお知らせします。まず、来月の農地転用等の申請書の締切日が8月5日木曜日になりますので、8月は土日と祭日を挟みまして、10日火曜日に現地調査を行います。委員の皆様には6日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。次に、来月の定例会は8月20日金曜日、午前9時30分から、この会場で開催いたします。暑い時期ですが、全員のご出席をお願いいたします。最後に、現在、猛暑の中、農地パトロールを行っていただいております。ありがとうございます。くれぐれも体調にはお気遣いいただきながら調査を進めてください。もしも、8月末の期限前に調査が終わりましたら、随時、事務局や綾歌・飯山市民総合センターの方へ書類をご提出をお願いいたします。それから、すみませんが、来月から必要な方、各自でお茶等の給水の準備をお願いいたします。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前10時55分終了）